

第3章 給付事業

第1節 給付事業の概要

1	給付金の内容	302
2	給付金の請求と送金	304
3	給付金請求書一覧表	306
4	給付金の時効及び制限	307

第2節 給付種別の説明

1	療養費、家族療養費	308
2	結婚祝金（退職後3か月以内の結婚）	311
3	出産手当金	312
4	死亡弔慰金（退職互助部死亡弔慰金）	313
5	配偶者弔慰金	314
6	障害見舞金	315
7	災害見舞金（退職互助部災害見舞金）	317
8	在宅療養見舞金	319
9	傷病見舞金	321
10	退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金	322

第1節 給付事業の概要 / 1 給付金の内容

給付種別	給付額	給付事由	給付方法	ページ
療養費	保険適用の自己負担額から 3,000 円を控除した額に 0.95 を乗じた額 算定額の 100 円未満は切捨て	現職組合員が疾病、負傷等で保険適用の療養を受けたとき	自動	308
家族療養費	療養費と同様	現職組合員の被扶養者が疾病、負傷等で保険適用の療養を受けたとき	自動	308
結婚祝金	2万円	現職組合員が結婚したとき	請求	311
	2万円	現職組合員が退職後3か月以内に結婚したとき		311
出産手当金	2万円	現職組合員又はその配偶者が出産（死産、流産）したとき	請求	312
死亡弔慰金 退職互助部死亡弔慰金	20万円（ただし、加入1年未満は10万円） 3万円	現職組合員が死亡したとき	請求	313
配偶者弔慰金	10万円	現職組合員の配偶者が死亡したとき	請求	314
障害見舞金	5～20万円	現職組合員が疾病又は負傷により身体に障害を受けたとき	請求	315
災害見舞金 退職互助部災害見舞金	3～30万円 1～3万円	現職組合員が水震火災等により災害を受けたとき	請求	317
在宅療養見舞金	月額7千円	現職組合員、現職組合員の配偶者、被扶養者（配偶者の被扶養者含む）が寝たきり等で介護を必要とし、自宅において療養しているとき	請求	319

第1節 給付事業の概要 / 1 給付金の内容

給付種別	給付額	給付事由	給付方法	ページ
傷病見舞金	月額2万円 (無給休職) 互助組合掛金(会費) 相当額	現職組合員が傷病により減給又は無給となったとき	請求	321
退職慰労金 特別積立金退会金 退職互助部退会金		現職組合員資格を喪失したとき	請求	322

第1節 給付事業の概要 / 2 給付金の請求と送金

項目	摘要
1 給付金の請求	<p>現職組合員に給付事由が生じたとき、互助組合への請求手続きが必要な場合と必要のない場合がある。</p> <p>請求手続きが必要な場合は、互助組合ホームページから請求書をダウンロードし作成のうえ、所属所（互助組合事務取扱者⇒所属所長）を経由して互助組合へ提出する。</p> <p>1 請求書 請求方式の場合、各種請求書は互助組合ホームページからダウンロードし手続きをする。</p> <p>2 締切日 請求書の受付締切日は、毎月末日（到着）</p> <p>3 提出先 一般財団法人 静岡県教職員互助組合 組合員係 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12</p> <p>4 自動給付となる給付 療養費、家族療養費、傷病見舞金</p>
2 給付金の送金	<p>請求書は毎月末日に締め切り、審査のうえ給付が決定されると請求書を受け付けた翌々月の25日に給付される。</p> <p>給付金は公立学校共済組合に登録してある短期給付金の受け取り口座に送金される。給付内容は、所属所に送付される「静岡県教職員互助組合給付金決定通知書兼送金明細書」にて確認する。</p> <p>1 送金日</p> <p>(1) 請求書の受付月（自動給付は事由発生月）の翌々月25日 ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。</p> <p>(2) 退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金の給付 請求書受付月の翌月25日 ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。</p> <p>(3) 療養費の場合（自動給付） 原則、診療月の翌々月の25日となる。ただし、公立学校共済組合の審査、決定後となるので、給付が遅れることがある。</p>

第1節 給付事業の概要 / 2 給付金の請求と送金

項 目	摘 要
	<p>2 送金先 公立学校共済組合静岡支部の短期給付金の受け取りとして登録してある個人口座に送金する。</p> <p>(1) 送金先の届け出</p> <p>ア 公立学校共済組合の資格を有しているとき 公立学校共済組合に変更の届け出をする。</p> <p>イ 人事異動により公立学校共済組合員の資格を喪失したとき 互助組合に指定の個人口座を届け出る。</p> <p>(2) 送金先の変更</p> <p>ア 公立学校共済組合に個人口座の変更を申し出る。</p> <p>(3) 現職組合員死亡のとき 遺族の指定する口座に送金する。</p>

第1節 給付事業の概要 / 3 給付金請求書一覧表

互助組合ホームページからダウンロードできる請求書

給付種別	請求書	添付書類
療養費	自動給付	---
家族療養費	自動給付 ※一部請求方式（P 308 を参照）	---
結婚祝金	結婚祝金請求書	---
	結婚祝金請求書（退職者用）	要
出産手当金	出産手当金請求書	---
死亡弔慰金 退職互助部死亡弔慰金	死亡弔慰金・退職互助部死亡弔慰金請求書	要
配偶者弔慰金	配偶者弔慰金請求書	---
障害見舞金	障害見舞金請求書	要
災害見舞金 退職互助部災害見舞金	災害見舞金請求書	要
在宅療養見舞金	在宅療養見舞金請求書	---
傷病見舞金	自動給付	
退職慰労金 特別積立金退会金 退職互助部退会金	退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金請求書	---

第1節 給付の概要 / 4 給付の時効及び制限

項目	摘要
(1) 給付の時効	<p>ア 給付の時効 事由発生の日から1年間請求しないとき、給付を受ける権利は消滅する。</p> <p>イ 障害見舞金 給付の時効となった場合には、「給付・貸付審査委員会」で審査をすることができる。</p>
(2) 現職組合員が死亡した場合の受給者	<p>ア 死亡した現職組合員が受けることができる給付は、その遺族に給付する。</p> <p>イ 遺族の範囲と順位 給付を受けるべき遺族の範囲および順位は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。 ただし、療養費及び家族療養費については地方公務員共済組合法第47条による。 (ア) 配偶者及び子（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (イ) 父母 (ウ) 孫 (エ) 祖父母</p>
(3) 給付の制限	<p>ア 給付の減額 戦争、内乱、自身、風水害、津波、噴火、その他組合の責めに帰することのできない原因によって互助組合の運営が困難になったときには、理事会の議決により給付を減ずることができる。</p> <p>イ 給付の停止 次に掲げるものに該当する場合は、理事会の議決により給付額の全部又は一部を給付しないことができる。 (ア) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき (イ) 給付の原因に虚偽があったとき (ウ) 給付の請求その他に関し不正の事実があったとき (エ) 掛金の納付を怠ったとき (オ) その他組合の事業の発展を阻害する行為のあったとき (カ) 上記(ア)から(オ)の事実が給付後に判明したときは、この全部若しくは一部を返還させる。</p>
(4) 法令等との調整	<p>ア 公務災害 現職組合員が公務上あるいは通勤途上における死亡、負傷、疾病等で公務災害の認定を受けたとき、互助組合の給付は生じない。</p> <p>イ 法令との調整 現職組合員及び被扶養者が国及び地方公共団体が医療費を補う公費負担制度等による療養を受けられる場合、その給付を優先し、現に本人が負担する額を限度に給付する。</p>

第2節 給付種別の説明 / 1 療養費、家族療養費

項目	摘要
1 療養費	<p>(1) 給付事由 現職組合員が病気や負傷により保険適用の療養を受けたとき</p> <p>(2) 対象者 現職組合員</p> <p>(3) 給付額 ア 保険適用の自己負担額から3,000円を控除した額の0.95を乗じた額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。 ただし、算定額の100円未満の端数は切捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(保険適用の療養費－3,000円) × 0.95 = 療養費給付 ※算定額の100円未満の端数は切捨て</p> <p>イ 共済組合等の一部負担金払戻金又は公費負担等の給付を受けた場合は、その額を控除した金額から算定する。</p> <p>(4) 給付方法 自動給付（公立学校共済組合の情報を利用）</p>
2 家族療養費	<p>(1) 給付事由 現職組合員の被扶養者が病気や負傷で保険適用の診療を受けたとき</p> <p>(2) 対象者 現職組合員の被扶養者</p> <p>(3) 給付額 ア 保険適用の自己負担額から3,000円を控除した額の0.95を乗じた額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。 ただし、算定額の100円未満の端数は切捨てる。</p> <p style="text-align: center;">(保険適用の療養費－3,000円) × 0.95 = 家族療養費給付 ※算定額の100円未満の端数は切捨て</p> <p>イ 共済組合等の一部負担金払戻金又は公費負担等の給付を受けた場合は、その額を控除した金額から算定する。</p> <p>(4) 給付方法 ア 自動給付 …（公立学校共済組合の情報を利用） イ 請求方式 …「こども医療費助成制度」対象者</p>

第2節 給付種別の説明 / 1 療養費、家族療養費

項目	摘要
	<p>(5) 「こども医療費助成制度」対象者の請求方法</p> <p>ア 提出書類 家族療養費請求書</p> <p>イ 添付書類 療養費の領収書の写し</p> <p>ウ 請求できる条件</p> <p>(ア) 公立学校共済組合で現職組合員の被扶養者認定を受けている者</p> <p>(イ) 受診者ごと、同一月・同一病院の自己負担額（保険適用）が3,000円を超えた場合</p>
3 給付対象外	<p>(1) 給付対象外となる事例</p> <p>ア 入院時の差額ベット代、食事療養費等</p> <p>イ 証明手数料、文書手数料</p> <p>ウ 健康診断、予防接種、人間ドック等</p> <p>エ 保険取扱いをしていない鍼、灸、マッサージ等</p> <p>オ 交通事故、公務災害等の一部負担金の療養費</p> <p>カ 介護保険適用の療養費、老人保険施設利用料</p>
4 給付の事例	<p>[給付事例の1]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」又は「上位所得者」の現職組合員が、A病院で1か月に保険適用の療養費として16,880円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(16,880円－3,000円) × 0.95 = 13,186円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 13,100円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 0円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 3,780円</p> <p>[給付事例の2]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」の組合員が、A病院で1か月に保険適用の療養費として32,720円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(25,020円－3,000円) × 0.95 = 20,919円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 20,900円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 7,700円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 4,120円</p> <p>[給付事例の3]</p> <p>公立学校共済組合の所得区分「上位所得者」の組合員が、病院で1か月に保険適用の療養費として52,720円を支払った場合</p> <p style="text-align: right;">(50,020円－3,000円) × 0.95 = 44,669円</p> <p style="text-align: right;">互助組合の療養費給付 44,600円</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合の附加給付 2,700円</p> <p style="text-align: right;">最終の自己負担額 5,420円</p>

第2節 給付種別の説明 / 1 療養費、家族療養費

項目	摘要
	<p>[領収証事例の1] 病院の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成○年○月○日</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;"><u>互 助 太 郎 様</u></p> <p style="text-align: center;"><u>¥ 5, 3 8 0 -</u></p> <p style="text-align: center;">平成○年○月分 保険適用の診療代として</p> <p style="text-align: right;">静岡市葵区駿府町○-○ 城内クリニック ⑩ 054-254-××××</p> </div> <p>[領収証事例の2] 薬局の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成○年○月○日</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;"><u>互 助 太 郎 様</u></p> <p style="text-align: center;"><u>¥ 3, 6 5 0 -</u></p> <p style="text-align: center;">平成○年○月分 城内クリニックの処方箋による 保険適用の薬代として</p> <p style="text-align: right;">静岡市葵区駿府町△-△ 青 葉 薬 局 ⑩ 054-254-××××</p> </div>

第2節 給付種別の説明 / 2 結婚祝金（退職後3か月以内の結婚祝金）

項目	摘要
	<p>現職組合員が結婚したとき、「結婚祝金」を給付する。 また、現職組合員が退職後3か月以内に結婚したときは、結婚祝金の給付を受けることができる。</p>
(1) 給付事由	現職組合員が結婚したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	結婚祝金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	2万円
(7) 留意点	<p>ア 事由の発生（婚姻成立日） 婚姻の届け出をした日</p> <p>イ 現職組合員同士の結婚の場合 現職組合員各々で請求を作成し、請求手続きをする。</p> <p>ウ 改姓による組合員証の発行 結婚祝金請求書と同時に「組合員証再発行届」を提出する。</p> <p>エ 請求書提出後、2か月以内に退職予定の場合 請求書の空欄に「退職後の連絡先」「給付金送金先」を記入する。</p> <p>[退職後3か月以内の結婚]</p>
(1) 給付事由	現職組合員が退職後3か月以内に結婚したとき
(2) 対象者	退職後3か月以内に結婚した現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	結婚祝金請求書（退職者用） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	入籍済の戸籍抄本の写し又は結婚届受理証明書の写し
(6) 給付金額	2万円
(7) 留意点	<p>ア 送金先の口座名義 改姓により口座名義の変更手続きをした場合には、変更後の口座名義を記入する。</p>

第2節 給付種別の説明 / 3 出産手当金

項目	摘要
	<p>現職組合員又は現職組合員の配偶者が出産したとき、出生児ごとに「出産手当金」を給付する。</p> <p>配偶者が現職組合員の場合は、現職組合員及び配偶者が在籍するそれぞれの所属所で請求手続きをする。</p>
(1) 給付事由	現職組合員又は配偶者が出産（死産・流産）したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	<p>出産手当金請求書</p> <p>※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	出生児一人につき、2万円
(7) 留意点	<p>ア 配偶者が現職組合員 現職組合員と現職組合員の配偶者各々で請求手続きをする。</p> <p>イ 配偶者 現職組合員の被扶養者認定に関係なく給付対象となる。</p> <p>ウ 双生児以上の出産 出生児ごとに請求書を作成し請求手続きをする。</p> <p>エ 死産・流産 妊娠12週以上のときは給付対象となる。</p>

第2節 給付種別の説明 / 4 死亡弔慰金（退職互助部死亡弔慰金）

項目	摘要
	<p>現職組合員が死亡したとき死亡弔慰金、退職互助部から退職互助部死亡弔慰金が給付される。これらの給付は、「死亡弔慰金・退職互助部死亡弔慰金請求書」で同時に請求手続きができる。</p>
(1) 給付事由	現職組合員が死亡したとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	<p>死亡弔慰金・退職互助部死亡弔慰金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(5) 添付書類	死亡診断書の写し又は除籍済みの戸籍抄本の写し
(6) 給付金額	<p>ア 死亡弔慰金 20万円 ただし、互助組合加入1年未満の場合は10万円 イ 退職互助部死亡弔慰金 3万円</p>
(7) 留意点	<p>ア 給付金の送金先 給付を受けるべき遺族の範囲および順位は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。 イ 死亡退職によるその他の手続き 退職慰労金等給付金の請求手続きを同時にする。 ウ 互助組合貸付金を利用されている場合 互助組合貸付担当まで電話連絡をして、返済方法の確認をする。</p>

第2節 給付種別の説明 / 5 配偶者弔慰金

項目	摘要
	現職組合員の配偶者が死亡したとき「配偶者弔慰金」を給付する。
(1) 給付事由	現職組合員の配偶者が死亡したとき
(2) 対象者	現職組合員の配偶者の死亡
(3) 給付方法	請求方式
(4) 提出書類	配偶者弔慰金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	10万円
(7) 留意点	配偶者とは、健康保険証上の被扶養者を問わない。

第2節 給付種別の説明 / 6 障害見舞金

項 目	摘 要																					
(1) 給付事由	<p>現職組合員が疾病又は負傷により、身体に障害を受け身体障害者となり、身体障害者手帳が交付されたとき見舞金を給付する。 身体障害者手帳が交付されていない場合は、医師の証明を受け見舞金を請求することができる。</p> <p>ア 現職組合員が疾病又は負傷により、身体に障害を受け身体障害者として認定されたとき イ 過去に障害見舞金の給付を受け、その後、福祉法又は労基法の級がかわったとき</p>																					
(2) 対象者	現職組合員																					
(3) 給付方法	請求方式																					
(4) 提出書類	<p>障害見舞金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>																					
(5) 添付書類	<p>ア 身体障害者手帳が交付されているとき 身体障害者手帳の写し ※氏名、等級、障害日、認定日が明確な写しを添付する。 イ 身体障害者手帳が交付されていないとき 医師から福祉法又は労基法のどちらかの級に該当することを「障害見舞金請求書」に証明を受ける。</p>																					
(6) 給付金額	<p>給付基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表</th> <th style="text-align: center;">労働基準法施行規則別表第2号身体障害等級表</th> <th style="text-align: center;">障害見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">第1級・第2級 第3級</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">第4級・第5級</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">第6級・第7級</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">第8級</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">第9級・第10級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">第11級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">第12級・第13級 第14級</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表	労働基準法施行規則別表第2号身体障害等級表	障害見舞金の額	1 級	第1級・第2級 第3級	20万円	2 級	第4級・第5級	15万円	3 級	第6級・第7級	10万円	4 級	第8級	5万円	5 級	第9級・第10級	6 級	第11級	7 級	第12級・第13級 第14級
身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表	労働基準法施行規則別表第2号身体障害等級表	障害見舞金の額																				
1 級	第1級・第2級 第3級	20万円																				
2 級	第4級・第5級	15万円																				
3 級	第6級・第7級	10万円																				
4 級	第8級	5万円																				
5 級	第9級・第10級																					
6 級	第11級																					
7 級	第12級・第13級 第14級																					

第2節 給付種別の説明 / 6 障害見舞金

項目	摘要
(7) 留意点	<p>ア 事由発生（認定）後、1年以上経過した場合</p> <p>(ア) 審査 給付審査委員会にて審査し、承認された場合は給付される。</p> <p>(イ) 遅延理由書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 障害見舞金請求書 ・添付書類 障害者手帳の写し ※氏名、等級、障害日、認定日が明確な写しを添付する。 遅延理由を具体的に記入した「遅延理由書（任意の様式）」 <p>イ 見舞金の受給後、障害の級に変更が生じた場合</p> <p>(ア) 給付金額 給付済の見舞金と今回の見舞金の差額を給付する。</p> <p>(イ) 添付書類 身体障害者手帳の写し</p>

第2節 給付種別の説明 / 7 災害見舞金（退職互助部災害見舞金）

項目	摘要										
	<p>現職組合員の住居及び家財が水震火災等によって損害を受けたとき、災害見舞金及び退職互助部災害見舞金が給付される。これらの見舞金は、「災害見舞金請求書」で同時に請求できる。 見舞金額は、共済組合等の災害見舞金の判定に準じて決定される。</p>										
(1) 給付事由	現職組合員の居住する住宅が水震火災等によって損害を受けたとき										
(2) 対象者	現職組合員										
(3) 給付方法	請求方式										
(4) 提出書類	<p>災害見舞金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>										
(5) 添付書類	<p>罹災証明書の写し ※市町、警察署、消防署等の所轄官公庁が被災の事実を証明した書類</p>										
(6) 給付金額	ア 災害見舞金										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">給付基準</th> <th style="width: 20%;">給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居及び家財の全部が滅失したとき</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付基準	給付金	住居及び家財の全部が滅失したとき	30万円	住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき	18万円	住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき	9万円	住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき	3万円
	給付基準	給付金									
	住居及び家財の全部が滅失したとき	30万円									
	住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の全部が滅失したとき	18万円									
	住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 床上浸水120cm以上のとき	9万円									
	住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 床上浸水30cm以上のとき	3万円									
	イ 退職互助部災害見舞金										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">給付基準</th> <th style="width: 20%;">給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊又は流失したとき</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>半焼又は半壊したとき</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水のとき</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付基準	給付金	全焼、全壊又は流失したとき	3万円	半焼又は半壊したとき	2万円	床上浸水のとき	1万円		
	給付基準	給付金									
全焼、全壊又は流失したとき	3万円										
半焼又は半壊したとき	2万円										
床上浸水のとき	1万円										
(7) 留意点	<p>ア 公立学校共済組合の判定に準じて給付する。 イ 「住居」とは、その所有権の有無に関わらず、現職組合員が現に生活の拠点として居住する建造物。 ウ 自宅、借家等の別は問わない。</p>										

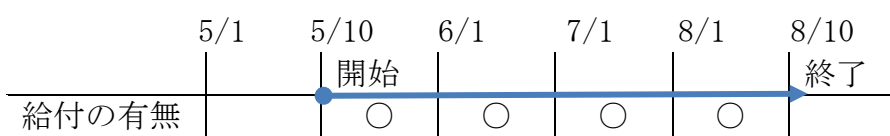
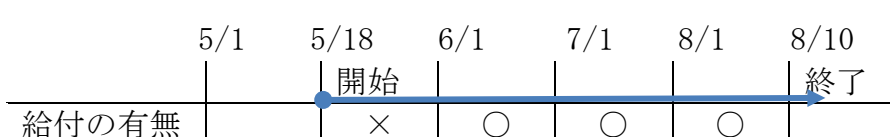
第2節 給付種別の説明 / 7 災害見舞金（退職互助部災害見舞金）

項 目	摘 要
	<p>エ 他人への借家、物置、納屋等は対象外となる。</p> <p>オ 家財は、現職組合員及び被扶養者所有の物に限る。</p> <p>カ 同一世帯に組合員が2名以上いる場合 現職組合員各々が請求書を作成し請求手続きをする。</p>

第3節 給付種別の説明 / 8 在宅療養見舞金

項目	摘要
	<p>現職組合員、現職組合員の配偶者、被扶養者（配偶者の被扶養者含む）及び被扶養者（配偶者の被扶養者含む）として認定されていた者で後期高齢者医療制度に切り替わった者が寝たきり等で介護を必要とし、自宅において療養しているときは「在宅療養見舞金」を給付する。</p>
(1) 給付事由	<p>現職組合員、現職組合員の配偶者、被扶養者（配偶者の被扶養者含む）が寝たきり等で介護を必要とし、自宅において療養しているとき</p>
(2) 対象者	<p>ア 現職組合員 イ 現職組合員の被扶養者 ウ 現職組合員の被扶養者として認定されていた者で後期高齢者医療制度に切り替わった者 エ 現職組合員の被扶養者でない配偶者 オ 現職組合員の配偶者の被扶養者 カ 現職組合員の配偶者の被扶養者として認定されていた者で後期高齢者医療制度に切り替わった者</p>
(3) 給付方法	<p>請求方式</p>
(4) 提出書類	<p>在宅療養見舞金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(5) 添付書類	<p>なし</p>
(7) 給付金額	<p>月額 7,000 円</p>
(8) 給付条件	<p>ア 介護の場所 自宅 イ 介護の状況 次の(ア)～(ウ)のいずれかにあてはまるとき (ア) 起きあがることが一時的にできない状態又は喪失した状態 (イ) 寝返りが一時的にできない状態又は喪失した状態 (ウ) 食事、用便とも介護を要する</p>
(9) 給付の対象期間	<p>ア 給付条件の状況となった日が15日以前のとき その日の属する月から給付開始月となり、対象外となった日の属する月までが給付期間となります。</p>

第2節 給付種別の説明 / 8 在宅療養見舞金

項目	摘要
(10) 留意点	<p>[事例] 5月10日から8月10日まで在宅療養となったとき 5月分から8月分までを給付対象とする。</p> 
	<p>イ 給付条件の状況となった日が16日以降のとき その日の属する月の翌月が開始月となり、対象外となった日の属する月までが給付期間となります。</p> <p>[事例] 5月18日から8月10日まで在宅療養となったとき 6月分から8月分までを給付対象とする。</p>  <p>ア 請求方法 請求書は月ごとに作成し、事由発生の翌月以降に請求する。</p> <p>イ 現職組合員の配偶者の被扶養者の場合 ※対象者1人につき請求者は1人となります。</p> <p>(ア) 配偶者が互助組合員である場合は、被扶養者の認定を受けている現職組合員が請求する。</p> <p>(イ) 対象者が後期高齢者医療制度に切り替わった場合は、被扶養者として認定を受けていた現職組合員が請求する。</p> <p>ウ 病院等で療養 自宅以外となる病院等の施設での療養は、対象外となる。</p>

第2節 給付種別の説明 / 9 傷病見舞金

項目	摘要
	<p>現職組合員が傷病休職により給料の減給又は全部を減ぜられたときは「傷病見舞金」が自動給付される。</p> <p>給料の全部が減ぜられたときは、互助組合掛金及び会費相当額を附加して給付する。附加された掛金（会費）相当額を無給のため控除できない掛金（会費）に充当するので、該当者が送金（納付）する必要がなくなる。</p>
(1) 給付事由	公務に因らないで疾病又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができなくなり、給料の一部又は全部を減ぜられたとき
(2) 対象者	現職組合員
(3) 給付方法	自動給付
(4) 提出書類	なし
(5) 添付書類	なし
(6) 給付金額	<p>ア 給料の一部が減ぜられた場合 月額2万円</p> <p>イ 給料の全部が減ぜられた場合 （ア） 月額2万円 （イ） 互助組合掛金及び会費相当額</p>
(7) 給付基準日	<p>ア 基準日 当該月の1日現在において給料の一部又は全部が減ぜられた場合は、その月は給付対象となる。</p>

第2節 給付種別の説明 / 10 退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金

項目	摘要
	<p>現職組合員が退職等で組合員資格を喪失したとき、互助組合掛金及び会費のうち長期掛金は退職慰労金、特別積立金は特別積立金退会金、退職互助部会費は退職互助部退会金として給付される。</p> <p>死亡退職のときは、死亡弔慰金の請求も同時に行う。</p>
(1) 給付事由	<p>現職組合員が退職（免職）して組合員資格を喪失したとき ※介護による離職も含む。</p>
(2) 提出書類	<p>退職慰労金・特別積立金退会金・退職互助部退会金請求書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。</p>
(3) 添付書類	<p>なし</p>
(4) 給付金額	<p>加入月から退職月まで納入した長期掛金、特別積立金会費、退職互助部会費の合計金額 ただし、平成8年3月31日以前の額は、平成8年3月31日以前の規程に基づいて積算された額を加えた額</p>
(5) 給付時期	<p>ア 年度末退職 4月25日 イ 年度途中退職 請求書受付日の翌月25日 ウ 金融機関休業日の場合 翌営業日</p>
(6) 貸付残額への充当	<p>貸付金残額が全額退職手当から控除できない場合は、退職慰労金等給付金を充当する。</p>
(7) 退職互助部への継続加入会費	<p>退職互助部への継続加入を希望し、同時に「継続加入届」を提出した場合には、退職慰労金等給付金を継続加入会費に充当することができる。</p>
(8) 留意点	<p>ア 退職慰労金等給付金送金通知書の送付 請求書に記入した住所に「退職慰労金等給付金送金通知書」を送付する。 イ 死亡退職の場合 給付を受けるべき遺族の範囲および順位 (ア) 地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条による。 (イ) 同時に、「死亡弔慰金請求書」を作成し請求する。</p>

第2節 給付種別の説明 / 10 退職慰労金、特別積立金退会金、退職互助部退会金

項目	摘要
(9) 請求書作成上の注意点	<p>ア 退職後の連絡先 転居を予定している場合は、送金通知書送付時期に居住している住所を記入する。</p> <p>イ 送金先 給付金の送金日まで解約をしない。</p> <p>ウ 退職互助部加入の有無 現職組合員本人が加入の有無について記入する。</p> <p>エ 退職互助部継続加入を希望とした場合 (ア) 退職互助部継続加入届を作成し請求書と同時に提出する。 (イ) 退職慰労金等給付金を継続加入会費に充当する。</p>